

# 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案要綱 について



厚生労働省発基0316第1号

平成27年3月16日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別紙「確定拠出年金法等の一部を改正する法律案要綱（中小企業退職金共済法の一部改正関係）」について、貴会の意見を求める。

確定拠出年金法等の一部を改正する法律案要綱（中小企業退職金共済法の一部改正関係）

第一 中小企業退職金共済法の一部改正

一 資産管理運用機関等からの積立金等の移換等

1 会社法その他の法律の規定により合併その他の行為として厚生労働省令で定める行為（以下「合併等」という。）を行った事業主が、当該合併等により加入者等の資格を喪失した者を被共済者として退職金共済契約を締結した場合において、当該加入者等であった者の同意を得て独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）への積立金等の移換の申出をしたときは、機構は、資産管理運用機関等から当該被共済者となった者に係る積立金等の移換を受けるものとする。

2 機構が、1の移換を受けた場合において、当該移換を受けた金額のうち政令で定める額については、政令で定める月数を当該退職金共済契約の被共済者に係る掛金納付月数に通算するものとする。

二 資産管理運用機関等への解約手当金に相当する額の移換等

1 合併等を行った共済契約者が、当該合併等により退職金共済契約を解除された被共済者を加入者等

とする確定給付企業年金又は企業型年金を実施する場合において、当該被共済者の同意を得て確定給付企業年金又は企業型年金への解約手当金に相当する額の移換の申出をしたときは、機構は、資産管理運用機関等に当該被共済者に係る解約手当金に相当する額を移換するものとする。

2 1の申出があつた場合においては、機構は、当該被共済者に解約手当金を支給しないものとする。

### 三 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

## 第二 附則

### 一 施行期日

この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

### 二 その他

その他所要の経過措置を規定すること。